

令和7年度 12月定例教育委員会



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和 7 年度 12 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 7 年 12 月 16 日(火) 午後 3 時 15 分 開会
場 所 笛吹市役所本館 302 会議室

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(12 月議事録署名委員 三井職務代理、鎮目委員)
- 4 教育長報告
- 5 各課報告、連絡事項
- 6 議事
 - (1) 報告第 6 号 令和 7 年笛吹市議会第 4 回定例会提出議案について
 - (2) 報告第 7 号 小規模特認校就学可否に関する報告について
 - (3) 報告第 8 号 不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに関する報告
について
 - (4) 報告第 9 号 笛吹市部活動地域展開に関する基本方針について
 - (5) 議案第 20 号 笛吹市部活動地域展開推進協議会設置要綱について
 - (6) 議案第 21 号 笛吹市文化財標識等設置要綱の制定について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 8 年 1 月 9 日(金) 午後 2 時 開会
市民窓口館 302・303 会議室

報告第6号（12月）

令和7年笛吹市議会第4回定例会提出議案について

教育委員会

令和7年笛吹市議会第4回定例会会期日程

○会 期：令和7年12月2日（火）～12月17日（水）

16日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
11月25日	火	議会運営委員会	午前9時30分	・会期日程等協議
		全員協議会	午前10時30分	
12月2日	火	本 会 議	午後1時30分	・市長行政報告 ・提出議案説明
3日	水	休 会		
4日	木	休 会		
5日	金	休 会		
6日	土	休 会		
7日	日	休 会		
8日	月	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
9日	火	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
10日	水	休 会		
11日	木	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
12日	金	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
13日	土	休 会		
14日	日	休 会		
15日	月	休 会	午前9時	常任委員会(予備日)
16日	火	休 会		
17日	水	議会運営委員会	午前10時	・委員会審査報告 ・討論 ・採決
		全員協議会	午前11時	
		本 会 議	午後1時30分	

令和7年笛吹市議会第4回定例会提出議案一覧表(令和7年12月2日提出(告示日11月25日配布))

件数	議案番号	題 名	主管課
1	議案第116号	笛吹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	保育課
2	議案第117号	笛吹市職員給与条例及び笛吹市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務課
3	議案第118号	笛吹市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務課
4	議案第119号	笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務課
5	議案第120号	笛吹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について	情報システム課
6	議案第121号	笛吹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	保育課 子育て支援課
8	議案第122号	笛吹市水道事業給水条例の一部改正について	企業総務課
7	議案第123号	笛吹市公共下水道使用料等徴収条例の一部改正について	企業総務課
9	議案第124号	笛吹市簡易水道等給水条例の一部改正について	企業総務課
10	議案第125号	笛吹市社会教育施設条例の一部改正について	生涯学習課
11	議案第126号	笛吹市火災予防条例の一部改正について	予防課
12	議案第127号	令和7年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について	財政課
13	議案第128号	令和7年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	財政課
14	議案第129号	令和7年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について	財政課
15	議案第130号	令和7年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について	財政課
16	議案第131号	令和7年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第2号)について	財政課
17	議案第132号	令和7年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について	企業総務課
18	議案第133号	令和7年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算(第1号)について	企業総務課
19	議案第134号	令和7年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第3号)について	企業総務課
20	議案第135号	令和7年度笛吹市簡易水道事業会計補正予算(第1号)について	企業総務課
21	議案第136号	令和7年度笛吹市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について	企業総務課

令和7年笛吹市議会第4回定例会提出議案一覧表(令和7年12月2日提出(告示日11月25日配布))

件数	議案番号	題名	主管課
22	議案第137号	契約の締結について(春日居福祉会館大規模改修工事(建築主体)(債務))	福祉総務課
23	議案第138号	公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市健康増進施設「いちのみやももの里温泉」)	市民活動支援課
24	議案第139号	公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市クリーンセンター)	環境推進課
25	議案第140号	公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市春日居児童センター、かすがい第一学童保育クラブ、かすがい第二学童保育クラブ、かすがい第三学童保育クラブ、かすがい第四学童保育クラブ、かすがい第五学童保育クラブ)	子育て支援課
26	議案第141号	公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市境川児童館、境川学童保育クラブ)	子育て支援課
27	議案第142号	公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市すずらの里)	観光商工課
28	議案第143号	公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市みさか桃源郷公園)	まちづくり整備課
29	議案第144号	公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市八代ふるさと公園、笛吹市八代ふれあい健康広場、笛吹市リニアの見える丘・花鳥山一本杉公園)	まちづくり整備課
30	議案第145号	公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市学びの杜みさか、笛吹市御坂生涯学習センター)	生涯学習課
31	議案第146号	公の施設に係る指定管理者の指定について(笛吹市スコレーセンター、笛吹市スコレーパリオ、笛吹市石和中央テニスコート及び夜間照明施設、笛吹市石和農村スポーツ広場及び夜間照明施設、笛吹市石和清流館(柔道場・剣道場・弓道近的場)弓道遠的場、相撲場)	生涯学習課
32	議案第147号	公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について(笛吹市芦川やすらぎの里、笛吹市芦川スポーツ広場)	生涯学習課

令和7年度 12月補正 予算要求総括表

教育委員会 部（局）

（単位：千円）

課名	歳出要求額	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
教育総務課	13,988					13,988
学校教育課	32,565	2,841				29,724
生涯学習課	4,047					4,047
文化財課	1,766					1,766
図書館	4,878					4,878
						0
						0
						0
部（局）計	57,244	2,841	0	0	0	54,403

報告第7号（12月）

小規模特認校就学可否に関する報告に
ついて

※別冊資料

学校教育課

報告第8号（12月）

不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに関する報告について

※別冊資料

学校教育課

報告第9号（12月）

笛吹市部活動地域展開に関する基本方針について

生涯学習課

笛吹市部活動地域展開に関する基本方針

令和7年11月

笛吹市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 国、県の部活動地域移行に関する考え方	2
2 笛吹市の部活動の現状	3
3 休日部活動の地域移行に向けた実態調査結果	3
(1) 実態調査結果	
(2) 実態調査結果の概要	
4 笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会による検討結果	9
5 笛吹市部活動地域展開に関する基本方針	13

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある子どもたちが自主的・自発的に参加し、各部活動の顧問の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、本市のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、子どもたち同士や子どもたちと教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における子どもたちの自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進行する中、中学校の生徒数も減少し、学校部活動が従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教員が務めるこれまでの指導體制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

そこで、本市としても部活動の地域展開を円滑に進めるため「笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会」を立ち上げ、中学校部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動の取組の方針と方向性を検討したことを踏まえ、「部活動地域展開に関する基本方針」を次のとおりとする。

1 国、県の部活動地域移行に関する考え方

(1) スポーツ庁及び文化庁の考え方

令和4年12月に「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

(2) 山梨県教育委員会の考え方

令和5年12月に「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

(3) 国・県の部活動地域移行の方向性

学校運動部活動の地域移行は、「地域の子供達は、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じ、スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指す、としている。

また、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す、としている。

(4) 県の市町村担当者会による支援体制事業等に関する資料について

令和7年5月20日に山梨県教育庁(保健体育課(運動部)及び義務教育課(文化部))及び観光文化・スポーツ部(スポーツ振興課及び文化振興・文化財課)が実施した「第1回地域クラブ活動への移行に係る市町村担当者会」資料により、休日部活動の地域移行について、令和8年度は全市町村1つ以上の地域クラブ活動実施を目指す、としている。

2 笛吹市立中学校部活動の現状

令和7年度時点において、中学校5校に部活動は計71部設置されており、そのうち運動部は58部、文化部は13部である。また、中学校5校における部員数は運動部1,085人、文化部251人で、合計1,336人の生徒が加入し、部活動加入率は、88.1%であった。9割近い生徒が部活動に取り組んでいる状況から、笛吹市の生徒の部活動への関心は高い状況にある。

一方で、少子化の影響で中学校の生徒数は減少しており、令和4年度から令和7年度までの間に市内中学校の生徒数が2.6%減少するとともに、2つの学校部活動が減少した。今後も生徒数は減少する見込みであり、学校部活動の維持は困難となるおそれがある。

【生徒数、部活動加入者、部活動数の推移】

	生徒数(5/末)	部活動加入者	加入率	部活動数
令和4年度	1,557人	1,426人	91.6%	73
令和5年度	1,551人	1,358人	87.6%	73
令和6年度	1,558人	1,370人	87.9%	72
令和7年度	1,516人	1,336人	88.1%	71

3 休日部活動の地域移行に向けた実態調査結果と課題

(1)実態調査結果

国の段階的な部活動地域移行を踏まえ、生徒・保護者のニーズや教職員の休日部活動における指導の意向を把握するため、令和5年度に休日部活動の地域移行に向けた実態調査を行った。

○対象者及び笛吹市における回答数

小学校5・6年生児童 870 保護者 400

中学校1年生 407 保護者 178

小学校・中学校教職員 309

○調査結果の分析

アンケートは、小学校5年生～中学校1年生とその保護者及び小中学校の教職員に実施したが、ここでは、中学校1年生とその保護者及び小中学校の教職員の回答を基に分析していく。

ア 中学校1年生の生徒の状況（回答数：407）

①あなたは、休日の部活動の地域移行後、休日のスポーツや文化活動に参加したいですか？

参加したい	115 (28%)
時々参加したい	179 (44%)
休日は参加しない	113 (28%)

②（「参加したい」「時々参加したい」を選んだ人（294））あなたは、どちらの目的で参加したいですか？

競技力や技能の向上を目指す	114 (39%)
仲間と楽しみながら	180 (61%)

③あなたは、休日の部活動が地域移行したら、休日どのような活動に参加したいと考えていますか？
(294)

教育委員会が準備している『地域クラブ活動』に参加したい	88 (30%)
県内や地元ですでにあるクラブチームや道場などのスポーツ活動に参加したい	96 (33%)
県内や地元で開催するスポーツイベントや教室に参加したい	64 (22%)
県内や地元ですでにある音楽団や芸術教室などの文化活動に参加したい	23 (8%)
県内や地元で開催する文化イベントや教室に参加したい	18 (6%)
その他	5 (2%)

④『休日は参加しない』を選んだ理由は何ですか？※複数回答可（あてはまるもの全てえらんでください）(113)

あそぶ時間がほしい	64 (27%)	【57%】
習い事などで忙しそう	36 (15%)	【32%】
やりたい活動がない	31 (13%)	【27%】
お金がかかりそう	28 (12%)	【25%】
保護者に負担がかかりそう	26 (11%)	【23%】
人間関係	24 (10%)	【21%】
身体的な理由	8 (3%)	【7%】
安全面に不安	7 (3%)	【6%】
今何をやろうか考えている	5 (2%)	【4%】
その他	10 (4%)	【9%】

⑤現在、山梨県では教育委員会の開催する大会が、1年間に県大会【春・夏・秋】3回・支部大会(地域レベルの大会)【春・夏・秋】3回の合計最大6大会が行われています。あなたは、1年間6大会の回数についてどう考えますか？

とても多い	14 (3%)
-------	---------

多い	65 (16%)
今のままでよい	286 (70%)
少ない	30 (7%)
とても少ない	12 (3%)

イ 中学校1年生の保護者の状況（回答数：178）

①あなたは、休日の部活動の地域移行後、お子さまには休日どのように参加させたいと考えていますか？

教育委員会が準備している『地域クラブ活動』に参加させたい	74 (42%)
県内や地元にも既にあるクラブチームや道場などのスポーツ活動に参加させたい	49 (28%)
県内や地元で開催するスポーツイベントや教室に参加させたい	6 (3%)
県内や地元にもすでにある音楽団や芸術教室などの文化活動に参加させたい	4 (2%)
県内や地元で開催する文化イベントや教室に参加させたい	7 (4%)
休日は参加させない	25 (14%)
その他	12 (7%)

②-1 お子さまが休日、『教育委員会が準備している「地域クラブ活動」』に参加する場合、活動場所までの移動手段としてどれが望ましいと考えますか？ (74)

自転車	67 (91%)
保護者送迎	7 (9%)

②-2（回答した移動手段について）移動時間はどの程度が適当だと考えますか？ (74)

10分未満	11 (15%)
20分未満	44 (59%)
30分未満	15 (20%)
50分未満	1 (1%)
60分未満	2 (3%)
時間は問わない	1 (1%)

③『教育委員会が準備している「地域クラブ活動」』に対して、心配することはありますか？

※複数回答可 (74)

指導者の人柄や指導の仕方	46 (18%)	【62%】
会費などの費用面の負担	44 (17%)	【59%】
指導者との人間関係	40 (16%)	【54%】
活動場所までの送迎の負担	36 (14%)	【49%】
活動時間（長い・短い）や活動日数（多い・少ない）	24 (9%)	【32%】
他校の生徒等との人間関係	24 (9%)	【32%】
ケガやトラブルへの対応や補償	22 (9%)	【30%】

大会や発表会への参加体制	18 (7%)	【24%】
特になし	4 (2%)	【5%】

④『休日は参加させない』を選んだ理由は何ですか？※複数回答可

保護者に負担がかかる	27 (30%)	【43%】
習い事などで忙しい	15 (17%)	【24%】
子どもが興味をもたない	13 (14%)	【21%】
安全面に不安	12 (13%)	【19%】
人間関係が心配	8 (9%)	【13%】
やらせたい活動がない	4 (4%)	【6%】
特になし	4 (4%)	【6%】
その他	7 (8%)	【11%】

⑤現在、山梨県では教育委員会の開催する大会が、1年間に県大会【春・夏・秋】3回・支部大会(地域レベルの大会)【春・夏・秋】3回の合計最大6大会が行われています。あなたは、1年間6大会の回数についてどう考えますか？

とても多い	4 (2%)
多い	31 (17%)
今のままでよい	129 (72%)
少ない	11 (6%)
とても少ない	3 (2%)

ウ 小学校・中学校教職員の状況 (回答数：309)

①兼職兼業への意欲

【全体】 309

兼職兼業したい31 (10%) どちらともいえない70 (23%) 兼職兼業しない208 (67%)

【小学校】 198

兼職兼業したい5 (3%) どちらともいえない49 (25%) 兼職兼業しない144 (73%)

【中学校】 111

兼職兼業したい26 (23%) どちらともいえない21 (19%) 兼職兼業しない64 (58%)

②「兼職兼業を申請しない」と回答した方の理由について ※複数回答可 (208)

多忙になるから (多忙化改善のため、自分の時間を大切にしたい)	170 (36%)	【82%】
スキル面で指導に不安があるから	118 (25%)	【57%】
安全面の指導に不安があるから	68 (15%)	【33%】
相当する報酬が望めないから	57 (12%)	【27%】
保護者や児童・生徒対応に不安があるから	45 (10%)	【22%】
その他	8 (2%)	【4%】

③あなたは、今までスポーツ・文化活動を経験（指導含む）してきましたか？

スポーツ・文化活動どちらも	68 (22%)
スポーツ活動	161 (52%)
文化活動	27 (9%)
特に活動していない	53 (17%)

④教育委員会が準備を進めている、『地域クラブ活動』の良さ（メリット）はどんなことだと考えますか？ ※複数回答可 (309)

子供達が専門的な技術指導をしてもらえる	230 (32%)	【74%】
教員の多忙化が解消される	226 (31%)	【73%】
子供の選択の幅が広がる	147 (20%)	【48%】
近隣の学校と一緒に活動ができるようになる	109 (15%)	【35%】
その他	6 (1%)	【2%】

⑤教育委員会が準備を進めている、『地域クラブ活動』の課題（デメリット）はどんなことだと考えますか？ ※複数回答可 (309)

指導者の確保	259 (23%)	【84%】
安全面や事故発生時の責任の所在	194 (17%)	【63%】
金銭面の負担	146 (13%)	【47%】
学校と地域との連携	133 (12%)	【43%】
大会運営	127 (11%)	【41%】
保護者との連携	106 (10%)	【34%】
行き過ぎた指導	88 (8%)	【28%】
合同チーム編成	46 (4%)	【15%】
その他	10 (1%)	【3%】

(2)実態調査結果の概要

ア 生徒の参加意向

中学生1年生の72%が、休日の地域クラブ活動への参加に意欲を示しており、特に「仲間と楽しみながら」活動したいという声が多く聞かれた。

イ 保護者の期待

保護者の約42%が「教育委員会が準備している地域クラブ活動」への参加を希望しており、活動場所までの移動時間については「20分未満」が適当と考える方が約59%を占めている。

ウ 保護者の懸念

地域クラブ活動への不安点としては、「指導者の人柄や指導の仕方」(約 62%)、「会費などの費用負担」(約 59%)、「指導者との人間関係」(約 54%)、「送迎の負担」(約 49%) などが上位に挙げられる。

エ 教職員の意向

教職員の約 67%が「兼職兼業しない」と回答しており、その主な理由として「多忙になるから」(約 82%)、「スキル面での指導に不安があるから」(約 57%) が挙げられました。一方で、教職員の多くが地域クラブ活動のメリットとして「専門的な技術指導の実現」(約 74%) や「教員の多忙化解消」(約 73%) を認識している。

この調査結果から、地域クラブ活動へのニーズは高いものの、運営体制や保護者の負担軽減、指導者の確保と質、安全管理などが重要な課題であることが示された。

4 笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会による検討結果

本市は、これらの現状と課題を踏まえ令和6年1月に笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を立ち上げた。

以降、5回の会議を重ね検討委員会から教育委員会に「笛吹市における中学校部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動に係る取組の方針と方向性について」（以下「地域クラブの取組と方向性」という。）が提出された。内容については、次のとおりである。

(1) 笛吹市における地域クラブ活動について

笛吹市においても全国と同様に少子化が進んでおり、令和元年度から令和5年度までの間に市内中学校の生徒数が7.8%減少するとともに、3つの学校部活動が減少した。また、今後、令和5年度から令和15年度までの間で、更に10.9%の市内中学校の生徒数が減少する見込みであり、市内中学校においても、学校部活動の維持が困難になるおそれがある。

については、将来にわたり笛吹市の子どもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、学校部活動が有する教育的意義を継承するため、「地域の子どもたちは地域で育てる」という考えの下、地域の多様な主体と連携し地域クラブ活動の推進を図る。

※地域クラブ活動…学校部活動が担っているスポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保と学校部活動が有する教育的意義を継承し、社会教育の一環として地域の多様な主体が運営する地域クラブの活動のこと。

(2) 地域クラブ活動における取組の方針

- ①地域クラブ活動は、子どもたちが安心してスポーツ・文化芸術に親しむ環境を確保することを目的として整備する。
- ②地域クラブ活動は、中学校部活動が担っている教育的意義などを継承するものとする。また、体罰、暴力行為や勝利至上主義的な考えを排除する。
- ③地域クラブ活動は、地域の多様な主体や学校、保護者等が連携し進める。

- ④地域クラブ活動への移行は、休日の活動から着実に進めることとし、平日については地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとする。

(3)地域クラブ活動に係る9つの取組の方向性

①新たな地域クラブ活動の在り方

生徒の心身の健全育成とスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保を主な目的として、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下に活動を行う環境を整備する。また、地域クラブ活動への移行は、部員不足などで部活動の維持が困難なスポーツや文化芸術活動などから検討を進めるものとし、あわせて、学校部活動における部活動指導員の充実を図るなど「学校部活動の地域連携」を進めるものとする。

移行開始時は、部員不足などで活動の維持が困難な部活動や地域クラブ活動への移行に係る体制や理解が整った部活動から実施するものとする。

②参加者

原則地域の生徒全てを参加の対象者とする。

移行開始時は、従来の学校部活動に所属している生徒を主な参加の対象者とし、可能な範囲で部活動に所属していない生徒の意向に配慮する。

③運営団体・実施主体等

運営団体・実施主体等は、運営に伴う、

- 運営方針等の決定
- 活動の周知
- 参加者の募集受付
- 活動のマネジメント
- 指導者のマネジメント
- 参加者のマネジメント
- 地域、学校、スポーツ・文化芸術団体等関係団体とのコーディネート
- 参加者等の満足度を高める工夫

等の業務を行うものとし、運営団体・実施主体等の業務を担う団体は、地域の多様な団体などを想定するものとする。

コーディネーターについては、その役割から、退職教員や関係団体等の中から人選し、地域クラブ活動に関わる多様な団体間の連絡調整等を行うものとする。

協議会は運営団体から提出された各年度の運営方針(案)を検討し承認する。また、報告された運営状況をもとに必要なに応じて運営団体に改善を求める。

④指導者

県人材バンクの活用やスポーツ・文化芸術団体、中学校、大学及び民間企業等と連携し、指導報酬を支払う中で指導者を継続的に確保する。

また、生徒への適切な指導力等の質のみならず、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶するための指導者研修などの取組も行うものとする。

移行開始時は、地域のスポーツ・文化芸術における指導者、兼職兼業を希望する部活動の顧問教師と部活動指導員等を中心に指導者の確保を図るものとする。

⑤活動内容

部活動で実施しているスポーツ・文化芸術活動を活動内容とする。併せて、生徒のニーズや実施体制等を考慮するなかで長期休暇中等に開催される体験教室等や障がいの有無にかかわらず参加できる活動も検討する。

また、勝利至上主義に陥ることなく、競技大会志向の活動の他、気軽にスポーツ、文化芸術に親しむ活動など内容の多様化を図る。

移行開始時は、現状、部活動で活動しているスポーツ・文化芸術活動から地域クラブ活動への検討を進めるものとする。

⑥活動回数と適切な休養日等の設定

地域クラブ活動は、まずは、休日の活動から行うものとし、平日については地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとする。

活動時間及び休養日は学校部活動の活動時間等に準じたものとする。

移行開始時は、生徒のニーズ及び実施体制等を考慮し、活動回数については、月1～2回程度から実施することや、段階的に回数を増やしていくことも可能とする。

⑦活動場所

中学校部活動の活動場所を地域クラブ活動の主な活動場所とする。

複数校や市全域を対象とした地域クラブ活動を行う場合などは必要に応じて、地域の社会体育施設や社会教育施設等も活動場所とする。

⑧会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

運営に必要な費用は受益者負担の考えから、一定の負担を保護者等に求める。また、低廉な会費とするための公費負担のあり方については、先進事例を参考に、検討する。

地域クラブの活動場所については、保護者の送迎面の負担が軽減できるよう実施主体に配慮を求める。

⑨保険の加入

地域クラブ活動の指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付ける。

保険料は、受益者負担の考えから、一定の負担を保護者等に求める。なお、低廉な負担額とするための公費負担のあり方については、先進事例を参考に、検討する。

5 笛吹市部活動地域展開に関する基本方針

検討委員会から提出された「地域クラブの取組と方向性」に基づき、「笛吹市部活動地域展開に関する基本方針」を次のとおり定める。

(1)活動環境整備

子どもたちが安全で安心してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境について、次の点に留意し整備する。

ア 新たな地域クラブ活動のあり方

地域クラブは、生徒の心身の健全育成とスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保を主な目的として、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力のもとに活動を行う環境を整備する。

○移行の優先順位

部員不足により学校部活動の維持が困難な種目や、地域に既存の指導体制や受け皿がある種目から優先的に地域クラブ活動への移行を進める。

○学校部活動との連携

地域展開後も、学校部活動との連携を図り、必要に応じて部活動指導員等を活用し、子どもたちの活動機会を確保する。

イ 安全でアクセスしやすい活動場所の確保

○学校施設の活用

中学校の体育館、武道場、運動場、音楽室など、既存の学校施設を地域クラブ活動の主要な活動場所とする。

○地域施設の活用

社会体育施設、社会教育施設、公民館、民間施設など、地域内の多様な施設も生徒の移動負担軽減などを視野に入れ活動場所とする。

ウ 会費等の参加者（保護者）の負担軽減・公費支援

○受益者負担の原則

運営に必要な費用は、原則として参加者（保護者）に負担を求めるが、その設定は、地域クラブごとに負担にならない金額とする。

○公費支援の検討

低廉な会費設定を可能にするため、運営費、施設使用料、指導者謝金などの運営経費に対する公費支援のあり方について、先進事例を参考に検討する。

○送迎負担の軽減策

地域クラブの活動場所については、学校施設を基本としつつ、送迎の負担軽減の観点から、社会体育施設、社会教育施設等の活用を視野に入れる。

エ 保険の加入

参加する生徒および指導者全員に対し、活動中の万一の事故に備え、自身の怪我等を補償する傷害保険、および第三者への損害を補償する個人賠償責任保険への加入を義務付ける。

保険料は、原則として受益者負担としますが、保護者の負担軽減のため、公費支援のあり方を先進事例を参考に検討する。

(2)教育的意義の継承

学校部活動が培ってきた教育的意義（自主性・主体性の育成、豊かな人間関係の構築、体力向上・健康増進など）を地域クラブ活動においても継承し、地域における多様な人々との交流を通じて、より豊かな学びの場にする。

体罰、ハラスメント、過度な勝利至上主義を排除し、生徒の尊厳を尊重した指導を行う。

ア 活動内容

○教育的意義の継承

これまでの学校部活動で行われてきたスポーツ・文化芸術活動を基盤とする。

○ニーズに応じた展開

生徒のニーズや地域資源を考慮し、競技志向型だけでなく、健康維持、レクリエーション、体験学習など、多様な目的の活動プログラムも検討する。

イ 生徒の尊厳の尊重

体罰、ハラスメントなどの不祥事の防止のための取組を徹底する。

また、地域クラブの実施状況を注視し、必要に応じて改善を指導する。

(3)地域の多様な主体との連携の推進

学校、保護者、地域住民、地域団体、民間事業者など、多様な主体と連携し、「地域の子

どもは地域で育てる」という意識のもと進める。

ア 運営団体・実施主体等

運営団体・実施主体等は、次の業務を担える体制を構築する。

上記業務を担う団体として、文化活動団体・スポーツ団体など地域の多様な主体の内、実施体制を有する団体とする。

○運営方針の決定

目的、活動内容、安全管理体制、会計等

○活動の周知・募集

ウェブサイト、チラシ作成等

○マネジメント

活動計画、指導者管理(登録・配置・研修)

参加者管理(名簿・出欠・緊急連絡体制)

○地域連携

学校、関係団体、行政との密な連携。

○質的向上への工夫:

活動の満足度向上に向けたアンケート等の実施。

○コーディネーターの配置:

退職教員、地域の文化・競技指導者などから人選し、地域と学校、指導者、保護者間の橋渡し役となる「地域コーディネーター」を配置する。コーディネーターは、活動調整、課題解決、情報共有の中心となる。

○地域展開推進協議会の設置と役割

地域展開推進協議会は実施主体から提出された運営方針を検討する。また、活動状況を確認し、必要に応じて改善を求め、透明性と質の維持を図る。

協議会のメンバーは次のとおり

①笛吹市立中学校の代表

②笛吹市スポーツ推進委員会の代表

③笛吹市スポーツ・文化協会の代表

④笛吹市スポーツ少年団の代表

⑤笛吹市総合型地域スポーツクラブの代表

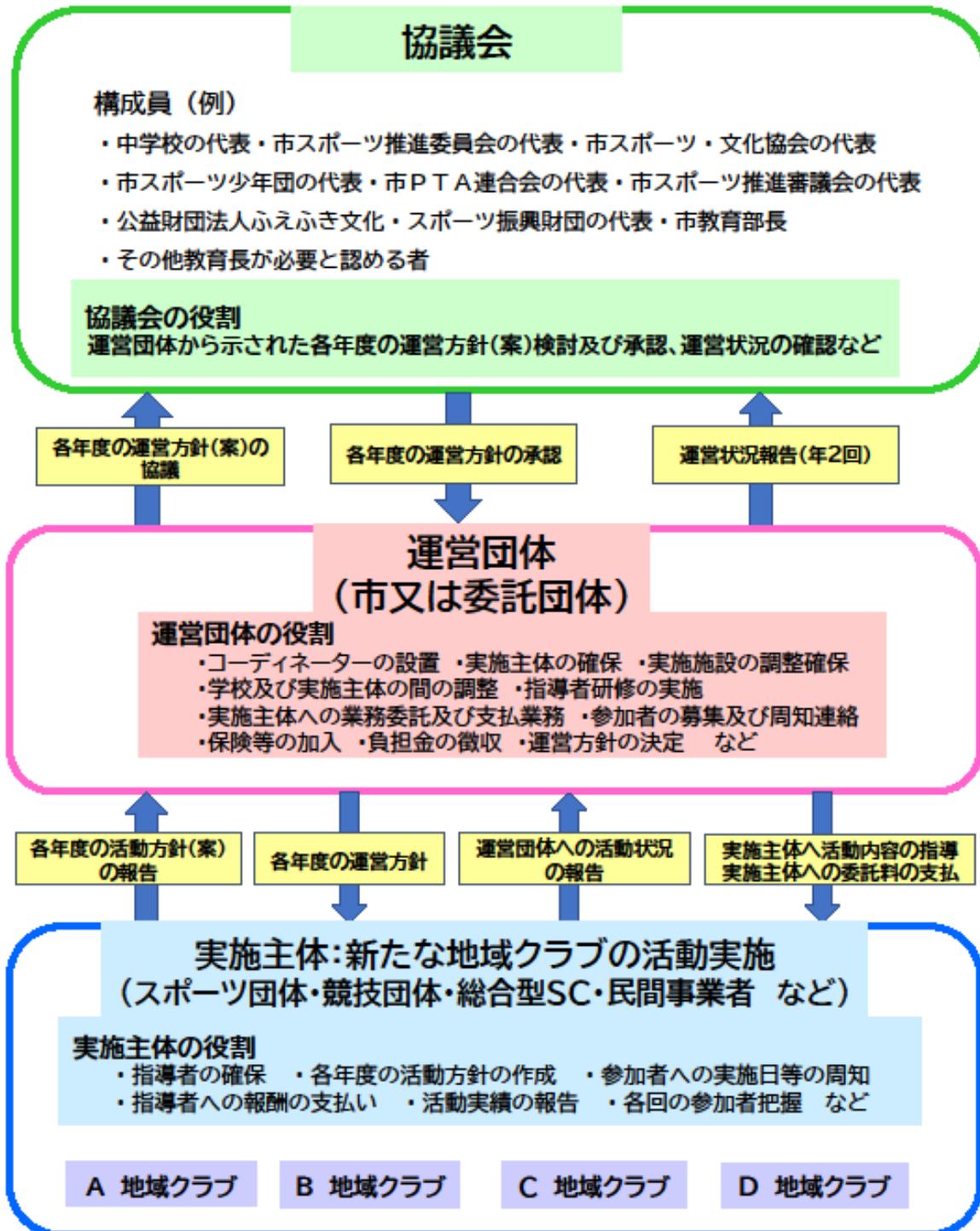
⑥公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団の代表

⑦笛吹市PTA連合会の代表

⑧笛吹市スポーツ推進審議会の代表

- ⑨教育部長
- ⑩その他教育長が必要と認める者

協議会・運営団体・実施主体の役割(イメージ)



ウ 指導者

○指導者の確保

県の人材バンクの活用や、スポーツ・文化芸術団体、大学、専門学校、民間企業、学校部活動OB/OG、地域住民等、幅広い層から指導者を確保する。

○兼職兼業教員等の活用

兼職兼業を希望する現職教員や部活動指導員、退職教員の活用を促進する。

○指導者の質の確保と向上

指導技術、安全管理、応急処置、体罰・ハラスメント防止等に関する研修会の参加を義務とする。

○指導者報酬の支給

指導者の継続的な確保と意欲向上を図るため、指導時間に応じた報酬を支給する。

(4) 参加者

原則として、笛吹市内に在住・在学する全ての中学生を対象とする。

移行開始時は、従来の学校部活動に所属していた生徒を主な対象としつつ、段階的に部活動に所属していない生徒の意向に配慮する。

(5) 段階的かつ柔軟な移行

まずは、休日の部活動から地域クラブ活動への展開を着実に推進し、活動実績や課題を踏まえながら、地域の実情に応じて平日の部活動も地域クラブ活動への移行展開をも進める。

ア 活動回数と適切な休養日等の設定

○段階的移行の原則

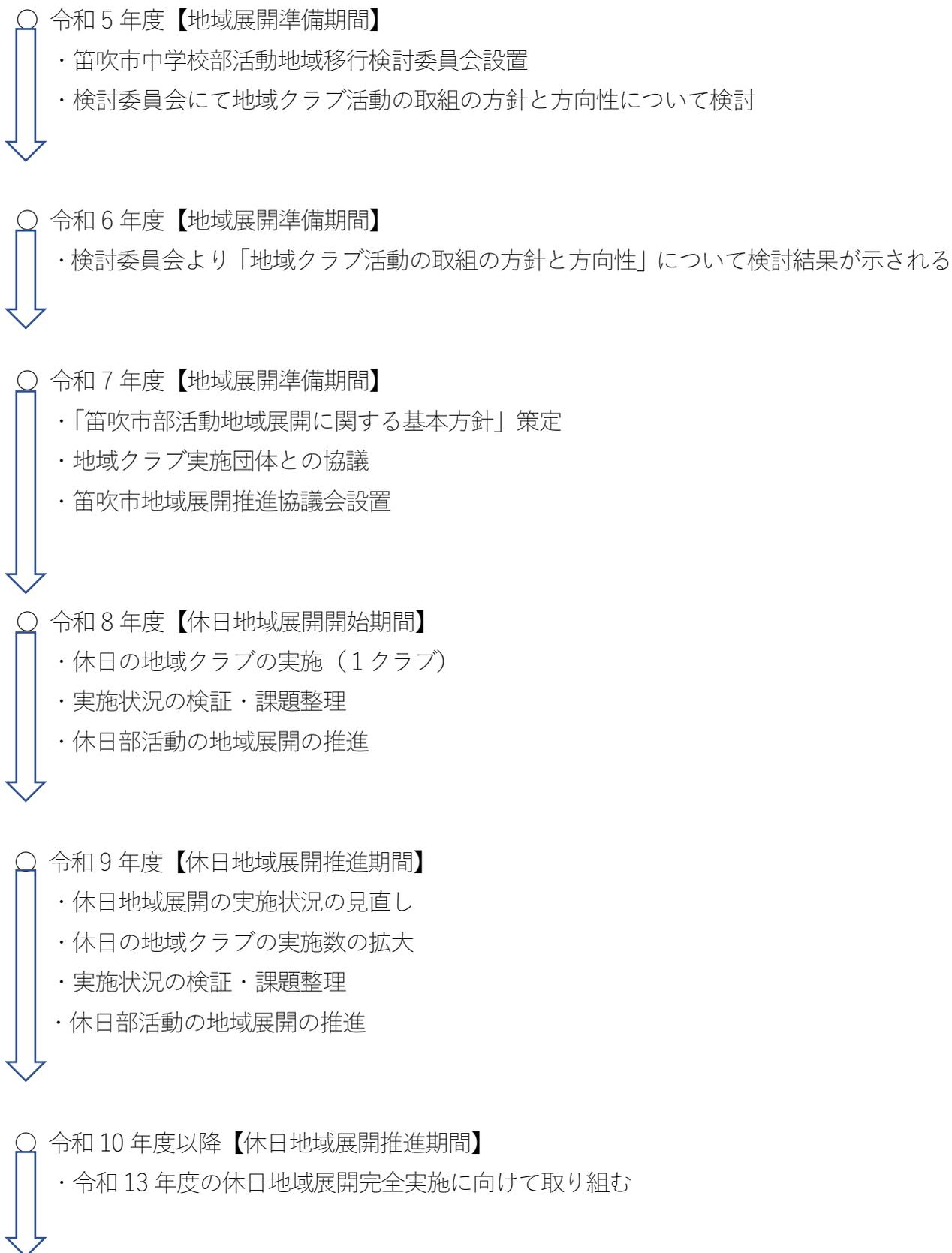
まずは、休日(土日祝日)の部活動から地域クラブ活動への展開を推進する。平日の部活動については、地域における実施主体の確保、施設利用、生徒の学習時間等、様々な課題をクリアしながら、段階的な移行を検討する。

○柔軟な活動形態

移行開始時は、月1~2回程度の活動からスタートし、徐々に回数を増やすなど、柔軟な移行を可能とする。

活動時間及び休養日は学校部活動の活動時間等に準じたものとする。

(6) 笛吹市の地域展開スケジュール



議案第20号（12月）

笛吹市部活動地域展開推進協議会設置 要綱について

生涯学習課

(案)

○笛吹市部活動地域展開推進協議会設置要綱

令和 年 月 日
教育委員会告示第 号

(設置)

第1条 笛吹市立中学校(以下「中学校」という。)の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教職員の働き方改革に伴う業務の負担軽減を図ることを目的に、中学校と地域が協働・融合し、部活動の地域展開を推進するため、笛吹市部活動地域展開推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 部活動の地域展開の推進に関すること。
- (2) 地域クラブ活動の運営方法等に関すること。
- (3) 教職員の部活動指導の負担軽減に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部活動の地域展開に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 中学校の代表
- (2) 笛吹市スポーツ推進委員会の代表
- (3) 笛吹市スポーツ協会の代表
- (4) 笛吹市文化協会の代表
- (5) 笛吹市スポーツ少年団の代表
- (6) 笛吹市総合型地域スポーツクラブの代表
- (7) 公益財団法人ふえふき文化スポーツ振興財団の代表
- (8) 笛吹市PTA連合会の代表
- (9) 笛吹市スポーツ推進審議会の代表
- (10) 教育部長
- (11) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から次年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員が会議に出席したときは、会長にあつては1回当たり6,500円、委員にあつては1回当たり6,000円の謝金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、関係官公署の職員であることを理由に委員に委嘱され、又は任命された者については、謝金を支給しない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後に最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

議案第21号（12月）

笛吹市文化財標識等設置要綱の制定について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会文化財課

<p>題名</p>	<p>(令和 年教育委員会告示第 号) 笛吹市文化財標識等設置要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>笛吹市文化財保護条例第 2 条に定める市内に所在する文化財(笛吹市指定文化財は除く。)又は偉人に関するものの標識又は説明板(以下「標識等」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>概要</p>	<p>次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 設置の基準 笛吹市文化財指定基準(平成 26 年笛吹市教育委員会告示第 16 号)を準用し、笛吹市文化財保護審議会の意見を聞くものとする(指定文化財は条例で規定)。 2 設置の同意 あらかじめ同意を得て、占有者又は管理者に管理させることができる。 3 管理について 亡失、破損等、設置箇所の変更、管理者の変更及び撤去をするときは、届け出ることとする。
<p>経過</p>	<p>指定文化財ではない文化財の早川徳次邸(生家)の案内、誘導する看板を設置する要望が地元団体から出され、令和 6 年度に設置した。令和 6 年 9 月の懸案協議において、指定文化財ではない文化財の標識又は説明板の設置については、笛吹市の観光資源として活用できることから、その設置及び管理に関して明確に規定することとなった。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号) 笛吹市文化財保護条例(平成 16 年条例第 116 号) 笛吹市文化財保護条例施行規則(平成 16 年教委規則第 29 号) 笛吹市文化財指定基準(平成 26 年教委告示第 16 号) 笛吹市ふるさとの偉人選考委員会設置要綱(平成 28 年教委訓令第 3 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>案件が生じた際に予算要求する。</p>
<p>その他</p>	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市文化財標識等設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市文化財標識等設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に所在する文化財(笛吹市文化財保護条例(平成 16 年笛吹市条例第 116 号。以下「条例」という。))第 2 条で規定するもののうち条例第 4 条で規定する笛吹市指定文化財を除いたものをいう。)又は偉人(笛吹市ふるさとの偉人選考委員会設置要綱(平成 28 年笛吹市教育委員会訓令第 3 号)の規定により選考された者をいう。)に関するもの(以下「文化財等」という。)の標識又は説明板(以下「標識等」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(標識等の設置)

第 2 条 標識等は、市民等が自由に観覧できるように配慮し、屋外に設置するものとする。

2 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市内に所在する文化財等のうち、本市に深いかかわりを持ち、その歴史、文化、生活等の理解に欠くことのできないもので、市民等の観覧のために必要があると認められるものについては、標識等を設置することができる。

3 前項の規定により標識等を設置する場合は、その選定については笛吹市文化財指定基準(平成 26 年笛吹市教育委員会告示第 16 号)を準用することとし、あらかじめ条例第 18 条に定める笛吹市文化財保護審議会の意見を聞くものとする。

(所有者等の同意)

第 3 条 教育委員会は、前条第 2 項の規定により標識等を設置するときは、あらかじめその文化財等の所有者及び権原に基づく占有者(所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。)の同意を得て、標識等を設置し、その文化財等の所有者若しくは権原に基づく占有者又はこれらの者が指定する管理責任者に管理させることができる。

2 前項の規定により標識等の設置及び管理に同意する者は、同意書(様式第 1 号)を教育委員会に提出するものとする。

(標識等の管理)

第 4 条 前条の規定により標識等を管理する者(以下「管理者」という。)は、

設置された標識等の一切の管理責任を負うものとし、当該標識等が滅失し、き損し、亡失し、又は盗難にあったときは、標識等管理報告書(様式第2号)により速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 2 管理者は、標識等の位置を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に協議するものとし、当該協議を踏まえて標識等の位置を変更したときは、標識等設置箇所変更届(様式第3号)により速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 管理者は、管理者を変更したときは、標識等管理者変更届(様式第4号)により速やかに教育委員会に報告しなければならない。
- 4 管理者は、標識等を撤去しようとするときは、あらかじめ教育委員会に協議するものとし、当該協議を踏まえて標識等を撤去したときは、標識等撤去届(様式第5号)により速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、標識等の設置及び管理に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

住所
氏名
電話番号

同意書

文化財等の標識等について、次のとおり設置及び管理することに同意します。

- 1 文化財等の名称
- 2 標識等の種別
- 3 設置箇所
- 4 所有者(占有者)の氏名又は名称及び住所
- 5 管理者の氏名又は名称及び住所
- 6 設置(予定)年月日

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

住所
氏名
電話番号

標識等管理報告書

文化財等の標識等について、次のとおり滅失し、き損し、亡失し、又は盗難された(以下「滅失等」という。)ので、報告します。

- 1 文化財等の名称
- 2 標識等の種別
- 3 設置箇所
- 4 所有者(占有者)の氏名又は名称及び住所
- 5 管理者の氏名又は名称及び住所
- 6 滅失等の事実の生じた日時、箇所、程度及び管理状況

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

住所
氏名
電話番号

標識等設置箇所変更届

文化財等の標識等について、次のとおり設置箇所を変更したので報告します。

- 1 文化財等の名称
- 2 標識等の種別
- 3 変更前の設置箇所
- 4 変更後の設置箇所
- 5 変更日
- 6 変更の理由

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

住所
氏名
電話番号

標識等管理者変更届

文化財等の標識等について、次のとおり管理者を変更したので報告します。

- 1 文化財等の名称
- 2 標識等の種別
- 3 設置箇所
- 4 変更前の管理者の氏名又は名称及び住所
- 5 変更後の管理者の氏名又は名称及び住所
- 6 変更日
- 7 変更の理由

様式第5号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

住所
氏名
電話番号

標識等撤去届

次の文化財等について、設置された標識等を撤去したので報告します。

- 1 文化財等の名称
- 2 標識等の種別
- 3 設置箇所
- 4 撤去日
- 5 撤去の理由

○笛吹市文化財保護条例

平成16年10月12日

条例第116号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、市内に所在する文化財のうち、重要なものについてその保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物で、同法及び山梨県文化財保護条例(昭和31年山梨県条例第29号)の規定により指定を受けたもの以外のものをいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、第2条に規定する文化財のうち重要なものを笛吹市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定により指定しようとするときは、あらかじめその文化財の所有者及び権原に基づく占有者(所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合を除く。)の申請に基づき、又はその同意を得て行う。

3 第1項に規定する指定文化財のうち、無形文化財を指定するに当たっては、指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

(告示及び通知)

第5条 前条の指定をしたときは、教育委員会は、その旨を公示し、かつ、所有者及び権原に基づく占有者又は保持者として認定しようとする者に通知しなければならない。

(解除)

第6条 教育委員会は、指定文化財がその価値を失った場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により指定を解除したときは、その旨を所有者等に通知しなければならない。

3 指定無形文化財の保持者が死亡したときは、保持者の認定は、解除されたものとする。

4 指定文化財について法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったとき、又は山梨県文化財保護条例による指定があったときは、市の指定は、解除されたものとする。

(指定書及び認定書)

第7条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)を指定したときはその所有者に指定書を、指定無形文化財の保持者を認定したときは認定書を交付しなければならない。

2 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、前条の規定による解除の通知を受けたときは、速やかに指定書を教育委員会に返還しなければならない。

3 指定無形文化財の保持者又は相続人は、前条による解除の通知を受けたときは、速やかに認定書を教育委員会に返還しなければならない。

(管理義務及び責任者)

第8条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

2 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、特別な事情があるときは、専ら自己に代わり、当該指定文化財管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更による権利義務の承継)

第9条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者が変更したときは、新所有者は、当該指定文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該指定文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(現状変更の承認)

第10条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の現状を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(届出)

第11条 指定文化財の所有者、占有者又は管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 所有者又は占有者が変更したとき。

(2) 管理責任者の選任、変更又は解任したとき。

(3) 所有者、占有者又は管理責任者がその氏名又は住所(法人にあってはそ

の名称又は所在地)を変更したとき。

(4) 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所在の場所を変更したとき。

(5) 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の全部若しくは一部が滅失し、き損し、亡失し、又は盗難にあったとき。

2 指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、当該保持者又はその相続人は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(環境保全)

第12条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(標識等の設置)

第13条 教育委員会又は所有者は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の管理に必要な標識又は説明板、境界標その他の施設を設置するものとする。

(調査)

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者又は管理者に対し、指定文化財の現状又は修理の状況につき報告を求めることができる。

(出品及び公開等)

第15条 教育委員会は、指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者に対し、公開の用に供するため、その出品を勧告することができる。

2 教育委員会は、指定無形文化財の保持者に対し、その公開を勧告することができる。

3 前2項の規定による出品又は公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

(補助金)

第16条 指定文化財の管理又は復旧のため多額の経費を要し、所有者又は保持者がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、市の予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として必要な事項につき指示することができる。

(補助金の返還)

第17条 前条第1項の規定による補助金の交付を受けた者が、補助条件に違反したときその他特別の理由があると教育委員会が認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(文化財保護審議会の設置)

第18条 教育委員会に笛吹市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第19条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の調査研究に当たり、その保存指導及び活用について審議し、かつ、これらに関する専門的又は技術的事項に関し必要と認める事項を建議する。

2 教育委員会は、次に掲げる事項については、審議会に諮問しなければならない。

(1) 文化財の指定及びその解除

(2) その他必要と認める事項

(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第21条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員がその職務を代理する。

(会議)

第22条 会議は、会長が招集する。

第23条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の石和町文化財保護条例(昭和35年石和町条例第21号)、御坂町文化財保護条例(昭和51年御坂町条例第23号)、一宮町文化財保護条例(昭和42年一宮町条例第2号)、八代町文化財保護条例(昭和37年八代町条例第17号)、境川村文化財保護条例(昭和39年境川村条例第

44号)又は春日居町文化財保護条例(昭和45年春日居町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(芦川村の編入等に伴う経過措置)

- 3 芦川村の編入の日前に、編入前の合併前の芦川村文化財保護条例(昭和59年芦川村条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成18年3月27日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年8月1日条例第82号)

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(令和3年12月27日条例第31号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○笛吹市文化財指定基準

平成26年3月5日

教育委員会告示第16号

笛吹市教育委員会が行う文化財の指定基準は、笛吹市文化財保護条例(平成16年笛吹市条例第116号)第4条第1項の規定により、次のように定めるものとする。

第1 笛吹市指定有形文化財

1 建造物 建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(石塔、鳥居等)の建造物遺構及びその一部並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で、建築的技法になるもの(これらを総称して「建造物」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 意匠的又は技術的に優秀なもの
- (2) 歴史的又は学術的価値の高いもの
- (3) 流派的又は地域的な特色が顕著なもの

2 絵画・彫刻・工芸品

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 各時代の遺品のうち、製作が優秀なもの
- (2) 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要と認められるもの
- (3) 題材、品質、形状、形態又は技法等の点で特色があり、意義の深いもの
- (4) 流派的又は地域的特色において顕著なもの

3 書跡・典籍

- (1) 書跡類のうち、書道史上又は文化史上重要と認められるもの
- (2) 典籍類のうち、写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要と認められるもの
- (3) 典籍類のうち、版本類(版木を含む。)は、印刷史上意義のある資料で文化史上重要と認められるもの
- (4) 歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地域的特色において顕著なもの

4 古文書類

次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で歴史上重要と認められるもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

- (5) 近世及び近代の古文書、日記、記録類等で町村制度、年貢、土地、諸産業、工事、支配、戸口、交通、交易、宗教、凶災、教育、文化等に係るもので、地域的又は学術的価値の高いもの
- 5 考古資料 各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は笛吹市の歴史上重要と認められるもの
- 6 歴史資料
次の各号のいずれかに該当するもの
- (1) 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち、地域的又は学術的価値の高いもの
- (2) 歴史上重要な人物に関する遺品のうち、地域的又は学術的価値の高いもの
- (3) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、地域的又は学術的価値の高いもの

第2 笛吹市指定無形文化財

1 芸能

- (1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
- ア 芸術上価値の高いもの
- イ 芸能史上重要な地位を占めるもの
- ウ 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ流派的又は地域的に特色があるもの
- (2) 前号に掲げる芸能の成立又は構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの
- 2 工芸技術 陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次の各号のいずれかに該当するもの
- (1) 芸術上価値の高いもの
- (2) 工芸史上重要な地位を占めるもの
- (3) 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ地域的特色が顕著なもの

第3 笛吹市指定有形民俗文化財

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において、市民の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (1) 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
- (2) 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡織

用具、作業場等

- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等
 - (4) 交易に用いられるもの 例えば、計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - (5) 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠等
 - (6) 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、若者宿等
 - (7) 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、ト占用具、医療用具、教育施設等
 - (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
 - (9) 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等
 - (10) 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、盆用具等
- 2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、次の各号のいずれかに該当し、市民の生活文化を知る上で重要と認められるもの
- (1) 歴史的変遷を示すもの
 - (2) 時代的特色を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
 - (4) 技術的特色を示すもの
 - (5) 生活様式の特徴を示すもの
 - (6) 職能の様相を示すもの

第4 笛吹市指定無形民俗文化財

- 1 風俗慣習のうち、次の各号のいずれかに該当し、重要と認められるもの
- (1) 由来、内容等において市民の基盤的な生活文化の特徴を示すもので典型的なもの
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち、次の各号のいずれかに該当し、重要と認められるもの
- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
- 3 民俗技術のうち、次の各号のいずれかに該当し、重要と認められるもの
- (1) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (2) 技術の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

第5 笛吹市指定史跡

次に掲げる遺跡のうち、歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつその遺構が比較的良好に原形を保っているもので学術上価値のあるもの

- (1) 集落跡、墳墓その他生活に関する遺跡
- (2) 城館、国府跡、屋敷その他政治・軍事に関する遺跡
- (3) 社寺の跡その他祭祀信仰に関する遺跡
- (4) 教育研究施設、文化施設その他教育・学術・芸術に関する遺跡
- (5) 災害関連施設、医療関連施設その他社会生活に関する遺跡
- (6) 交通・通信施設、治水施設その他都市構造に関する遺跡
- (7) 商業・金融施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

第6 笛吹市指定旧跡

- 1 歴史の正しい理解のため重要な遺跡で、著しく原形が損なわれているもの又はその遺構が完全に消滅しているもの
- 2 著名な伝説地及び特に由緒ある地域の類

第7 笛吹市指定名勝

次に掲げるもののうち、風致景観の優秀なもので歴史的又は芸術的若しくは学術的価値の高いもの

- (1) 公園、庭園等
- (2) 橋梁、築堤等
- (3) 花樹、草花、紅葉、緑樹等の叢生する場所
- (4) 鳥、獣、魚、虫等の生息する場所
- (5) 岩石、洞穴
- (6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- (7) 湿原、湧泉
- (8) 温泉
- (9) 山岳、丘陵、河川
- (10) 展望地点

第8 笛吹市指定天然記念物

次に掲げる動物、植物及び地質鉱物のうち、学術上貴重で笛吹市の自然を記念するもの

1 動物

- (1) 日本特有の動物で著名なもの及びその生息地
- (2) 学術上保存を必要とするもの及びその生息地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群聚

(4) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、社叢
- (2) 代表的な森林、稀有の森林植物相
- (3) 池泉、温泉、河等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (4) 代表的な植物帯及び特異地域の植物群落
- (5) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (6) 植物分布の顕著な限界地
- (7) 栽培植物の顕著な自生地
- (8) 稀有又は絶滅の恐れがある植物の自生地

3 地質鉱物

- (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衝上
- (4) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (5) 洞穴
- (6) 岩石の組織
- (7) 温泉及びその沈澱物
- (8) 風化及び浸蝕による地質現象
- (9) 生物の働きによる地質現象
- (10) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

4 天然保護区域 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

○笛吹市ふるさとの偉人選考委員会設置要綱

平成28年9月12日
教育委員会訓令第3号

(設置)

第1条 近代日本の礎を築いた、笛吹市出身又はゆかりの人物(以下「偉人」という。)を広く市民に知ってもらうことにより、郷土に誇りを持ち、郷土を愛する心を育むため、笛吹市ふるさとの偉人選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 偉人の選考に関する事項
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって組織し、第2号に掲げる者は、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市教育委員長、市文化財保護審議会長、市博物館運営協議会長、市文化協会会長、市社会教育委員の会議長、市連合区長会長
- (2) 市校長会長、市商工会長、石和温泉旅館協同組合理事長、笛吹農業協同組合代表理事組合長

(任期)

第4条 委員の任期は、偉人が選考された日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、事務局を笛吹市教育委員会文化財課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。